

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、相模原市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、相模原市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)又は会派に所属しない議員に対して交付する。

(会派に対する政務調査費)

第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額100,000円を乗じて得た額とする。

- 2 月の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。
- 3 会派の所属議員が基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は当該会派から脱会した場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。
- 4 政務調査費の交付を受けた会派が、月の途中において所属議員の数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回る場合は、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 会派が、月の途中において解散した場合は、その解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務調査費が交付されているときにはその額を返還しなければならない。

(会派に所属しない議員に対する政務調査費)

第4条 会派に所属しない議員に対する政務調査費は、月額100,000円とする。

- 2 前項に規定する政務調査費は、会派に所属しない議員となった日が基準日に当たる場合は当月分から、その日が基準日後である場合はその日の属する月の翌月

分から交付する。

- 3 会派に所属しない議員が基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務調査費は交付しない。
- 4 会派に所属しない議員が、月の途中において会派に所属する議員となった場合は、会派に所属した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費が交付されているときにはその額を返還しなければならない。

（交付の方法）

第5条 会派及び会派に所属しない議員に対する政務調査費（以下「政務調査費」という。）は、毎年度、原則として4月から9月までの月数分を4月に、10月から翌年3月までの月数分を10月に交付する。ただし、月の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中において新たに結成された会派に対しては結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）、月の途中において新たに会派に所属しない議員となった者に対しては会派に所属しない議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に政務調査費を交付するものとし、その月が5月から9月までの場合にはその月から9月までの月数分を、10月から翌年3月までの場合にはその月から翌年3月までの月数分を交付する。

- 3 政務調査費は、前2項の規定による交付すべき月の末日までに交付する。

（政務調査費の用途）

第6条 会派及び会派に所属しない議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、会派に対する政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び会派に所属しない議員は、当該政務調査費に係る収支報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書等の証拠書類その他議長が定める書類を添えて議長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた会派に所属しない議員が、会派に所属することとなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は会派に所属しない議員であった者は、解散の日又は会派に所属した日から1月以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。
- 4 議長は、第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、会派及び会派に所属しない議員に対して必要な調査をすることができる。

(政務調査費の返還)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び会派に所属しない議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月4日条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、平成19年5月1日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年8月26日条例第49号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。